



厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示が制定されました。

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用されています。

●このリーフレットは、**金属アーク溶接等作業を継続して『屋内作業場』で行う事業者向け**のものです。

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

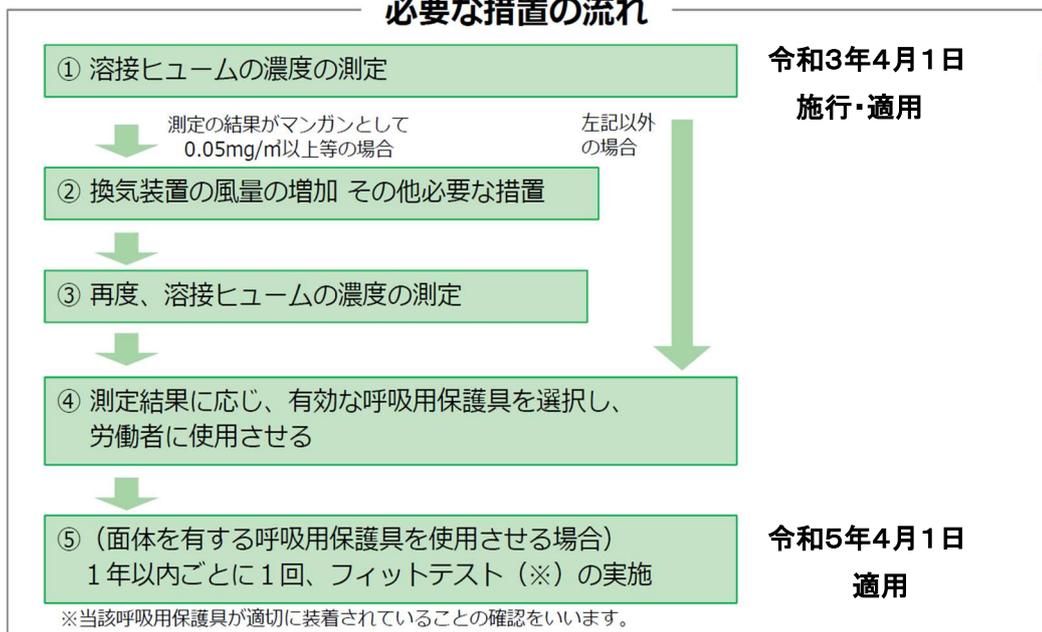
※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

（燃烧ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

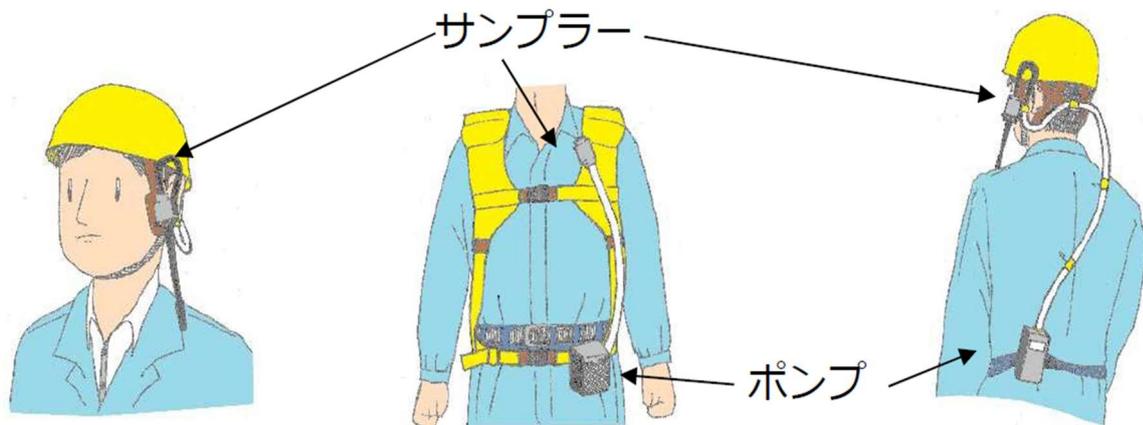


必要な措置の流れ



溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第1条）

個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。



※金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等
（令和2年厚生労働省告示第286号）

（注）個人ばく露測定は、第1種作業環境測定士、作業環境測定機関などの、当該測定について十分な知識・経験を有する者により実施する必要があります。

個人ばく露測定の詳細

- ① 試料空気の採取は、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行います。
- ② 試料空気の採取の対象者、時間は以下のとおりです。
 - ・ 試料採取機器の装着は、労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（以下「均等ばく露作業」）ごとに、それぞれ、適切な数（2人以上に限る）の労働者に対して行います。
 - ・ 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が金属アーク溶接等作業に従事する全時間です。なお、採取の時間を短縮することはできません。

詳細は厚生労働省（令和2年7月31日）報道発表資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」を告示しました関係資料【別添3】金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置義務付けられます」（リーフレット）をご覧ください。

株式会社 ダイワ

DAIWA CO.,LTD

e-mail info@daiwa-eco.com

URL <https://daiwa-env.com>

本社：〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 369

TEL 0463(53)2222 FAX 0463(53)2233

千葉支店：〒283-0062 千葉県東金市家徳 238-3

TEL 0475(58)5221 FAX 0475(58)5415

小田原支店：〒256-0811 神奈川県小田原市田島 734-14

TEL 0465(42)2354 FAX 0465(42)1652